

多久市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務取扱要綱

平成 19 年 10 月 1 日

訓令甲第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 11 条及び第 11 条の 2 に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧について必要な取り扱いを定めることにより、個人情報の保護を図るとともに、適正かつ円滑な事務の処理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「閲覧」とは、不特定多数の住民に係る住民基本台帳の一部の写しを一時に閲覧することをいう。

(閲覧の請求)

第 3 条 閲覧の請求に応じることができる場合は、次に定めるところによる。

(1) 国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要である場合

(2) 個人又は法人が、次に掲げる活動を行うために必要であり、かつ、当該申出を市長が相当と認める場合

ア 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。なお、公益性が高いと認められるものとは、次のものをいう。

(ア) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。

(イ) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じ

て公表されることによりその成果が社会に還元されること。

(り) 前 2 号に掲げるもの以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

イ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの

ウ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として行うもの

(閲覧の請求手続き)

第 4 条 前条の請求については、次の申請書類を提出させるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の機関からの請求の場合 多久市住民基本台帳の一部の写し閲覧請求書(様式第 1 号)

(2) 個人又は法人からの申出の場合

ア 多久市住民基本台帳の一部の写し閲覧申出書(様式第 2 号)

イ 誓約書(様式第 3 号)

ウ 法人の場合は、法人の概要が分かる資料(法人登記、事業所概要等)及び個人情報保護に係る対応が分かる資料(プライバシーマークが付与された書類等)

エ 大学等の場合は、大学等の認可が分かる証明書(大学の委員会又は学部長による証明書等)

オ 個人、法人を問わず、閲覧の請求を他者(公共団体等)から受託した場合は、委託者との関係がわかる委託契約書等の写し

カ その他必要と思われる書類

(請求内容の審査)

第 5 条 前条の規定による閲覧の請求があったときは、当該請求内容について審査し、閲覧の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により閲覧の可否を決定したときは、閲覧決定通知書(様式第 4 号)により請求者に通知するものとする。

(閲覧方法)

第 6 条 閲覧は以下の内容で行うものとする。

(1) 予約

事前に電話若しくは郵送にて日時を予約をし、閲覧希望日の 1 月前から 1 週間前までに必要書類を郵送等により提出させるものとする。

(2) 閲覧場所

市が指定する場所とする。

(3) 本人確認

市長は閲覧者に対し、公的機関の発行した顔写真付きの身分証明書又は市長が適当と認めるものを提示させる。

(4) 閲覧時

閲覧内容の転記は、市が指定する多久市閲覧用紙(様式第 5 号)を使用し、閲覧件数に応じて支給するものとする。

(5) 閲覧完了時

閲覧者が、記入用紙に記入すべき事項以外のものを記入していないか確認する。

(閲覧における遵守事項)

第 7 条 閲覧者には、次の事項を遵守させるものとする。

(1) 誓約書の誓約事項を守ること。

(2) 指定された場所で閲覧すること。

(3) 閲覧簿の汚損、毀損、書き加え等をしないこと。

(4) 閲覧簿の写真撮影及び複写機、録音機等を使用しないこと。

(5) その他、閲覧に関して職員の指示に従うこと。

(手数料の徴収)

第 8 条 閲覧に係る手数料の徴収は、多久市手数料条例(平成 12 年多久市条例第 10 号)の定めるところによる。

(閲覧状況の公表)

第 9 条 法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定により、市長は毎年 1 回閲覧状況について公表するものとする。

(支援措置等)

第 10 条 市長は、次に掲げるもの(以下「支援対象者」という。)からその者及びその者と同一の世帯に属する者に係る法第 11 条第 1 項に規定する閲覧の請求若しくは法第 11 条の 2 第 1 項に規定する閲覧の申出、法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による住民票(消除された住民票を含む。)の写し及び住民票記載事項証明書(消除された住民票に記録した事項に関する証明書を含む。)の交付の請求又は法第 20 条第 1 項の規定による戸籍の附票(消除された戸籍の附票を含む。)の写しの交付の請求を拒む求めがあったときは、必要と認める期間、当該請求等を拒むことができる。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 7 条第 1 項に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復して同法第 2 条第 1 項のつきまとい等をされるおそれがある者

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、さらなる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に生命若しくは身体に危害を及ぼす暴力若しくはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある者又は財産その他の権利利益を著しく害するおそれがある者

(請求を拒む期間等)

第 1 1 条 前条に規定する必要と認める期間は、同条に規定する請求を拒む求め(以下「申出」という。)に対する決定の日の翌日から起算して 1 年とする。

2 前項の規定は、支援対象者からの申出により延長することができる。延長された期間についても、同様とする。

3 支援対象者は、第 1 項の申出を取り下げることができる。

(支援措置の申出)

第 1 2 条 支援対象者は、住民基本台帳事務における支援措置申出書(以下「申出書」という。)(様式第 6 号)により申出を行うものとする。

(支援対象者の本人確認)

第 1 3 条 市長は、支援対象者に対し、自動車運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他官公署が発行する免許証、許可証又は資格証明書等の本人の顔写真が貼付されているものの提示を求め、本人確認を行うものとする。

2 前項の規定により本人確認ができない場合は、健康保険証、年金手帳その他官公署が発行する住所、氏名、生年月日の記載のある証書の提示を求め、併せて本人しか知り得ない個人情報等を質問することにより行うものとする。

(代理人による申出)

第 1 4 条 申出は、止むを得ない理由により支援対象者本人が申し出ることができない場合は、代理人により行うことができる。

2 前項の規定により代理人が申出を行う場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号の定めるところによりその資格を確認するものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他支援対象者の法定代理人であることの資格を証明する書類の提示

(2) 任意代理人 支援対象者から委任を受けた事実を証明する書類の提示

3 第1項の規定により、代理人が申出を行う場合は、前条に規定する方法により代理人の本人確認を行うものとする。

(支援措置の必要性の確認)

第15条 申出書に記載された内容について、関係機関に照会を行い、当該申出に係る事実を確認するものとする。

(支援措置の決定)

第16条 市長は、前条の規定による当該申出に係る事実の確認により実施の適否を速やかに決定し、その結果を多久市住民基本台帳事務における支援措置(決定・却下)通知書(様式7号)により申し出者に通知するものとする。

(支援措置内容の変更)

第17条 支援対象者が、当該支援措置を受けている内容に変更を生じた時は、多久市住民基本台帳事務における支援措置変更申出書(様式第8号)により申し出なければならない。

(他の市町村への通知)

第18条 支援対象者が関連する市町村に対して併せて支援措置を求める場合には、申出書の写しを関連する市町村へ転送するものとする。

(支援措置の延長)

第19条 市長は、支援措置期間の終了日の1月前に多久市住民基本台帳事務における支援措置についてのお知らせ(様式第9号)により、支援対象者に支援措置の終了を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた支援対象者が支援措置の延長を希望する場合は、第12条の規定の例により、支援措置の延長を市長に申し出ることができる。

(支援措置の終了)

第20条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、支援措置を終

了するものとする。

(1) 支援措置の期間(申出により延長された期間を含む。)が経過したとき。

(2) 支援対象者から支援措置の終了を求める旨の申出を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援措置の必要性がなくなったと認めるとき

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。